

○盛岡・紫波地区環境施設組合行政情報公開条例

平成18年2月27日条例第2号

改正 令和5年3月20日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、盛岡・紫波地区環境施設組合（以下「組合」という。）が保有する行政情報の公開を求める住民の権利を保障し、行政情報の公開等に関し必要な事項を定めることにより、公正で開かれた組合運営の実現を図り、組合の諸活動を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、住民の組合運営参加を一層促進し、組合運営に対する理解と信頼の確保及び合意の形成を促進し、もって地方自治の本旨に即した組合運営の発展に寄与することを目的とする。

(行政情報の公開)

第2条 行政情報の公開については、矢巾町行政情報公開条例（平成11年矢巾町条例第1号。以下「矢巾町条例」という。）の例による。この場合において、同条例中「町長」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

(行政情報公開・個人情報保護不服審査会の設置)

第3条 行政情報公開及び個人情報保護の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査を行わせるため、管理者の附属機関として盛岡・紫波地区環境施設組合行政情報公開・個人情報保護不服審査会を置く。

(行政情報公開運営審議会の設置)

第4条 行政情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、管理者の附属機関として盛岡・紫波地区環境施設組合行政情報公開運営審議会を置く。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(委員の任期)

2 この条例の施行後、最初に委嘱する行政情報公開・個人情報保護不服審査会委員及び行政情報公開・個人情報保護運営審議会委員の任期は、矢巾町条例第16条第3項及び第24条第3項の規定にかかわらず平成19年3月31日までとする。

(経過措置)

3 この条例の規定は、次に掲げる行政情報について適用する。

(1) 平成18年4月1日（以下「施行日」という。）以降に作成され、又は取得された行政情報

(2) 施行日前に作成され、又は取得された行政情報のうち、保存年限が10年を超えるものであって、矢巾町条例第30条の検索に必要な資料が整備されたもの

附 則（令和5年3月20日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。